

株式会社四国銀行の取組内容

1 計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日(6期目)

2 行動計画の目標

子育てを行う従業員に対し、仕事と子育ての両立支援を拡充する。

＜対策＞

- ① 出産前から職場復帰後までの女性従業員に対し、継続就業に向けた情報発信やセミナーを継続実施する。
- ② 新任支店長や部下を持つ上司に対する研修などの啓蒙活動を通じ、イクボスの養成を図る。
- ③ 男性従業員の配偶者出産時に、所属長や本人へ育児休業や育児に関する休暇取得を促す。



3 取組の結果

育児中の不安解消や職場復帰支援、男性職員の育児参加促進を目的とした「Cheer!ママ会・パパ会」を定期開催し、生活と仕事の両立を支援できるイクボスの養成や社内へのイクボスの浸透を目的とした「イクボスセミナー」を開催した。さらに、子どもが生まれた男性従業員に対し、育児休業等の取得を促す「仕事と子育て両立パパ宣言」を実施した。

4 その他の両立支援制度

- ① 小学校3年生修了までの子の育児のための短時間勤務制度を導入している。短時間勤務期間中の給与は、子が1歳に達するまでは全額を支給。子が1歳を超えて小学校就学までは、6時間勤務の場合は定例給与の8割額、7時間勤務の場合は9割額を支給している。
- ② 育児サポート休暇を令和3年4月1日に改定し、付与日数を5日から10日とし、対象範囲である子の年齢を2歳から小学校3年生修了までに拡大した。
- ③ 令和3年1月1日から時差勤務の要件を拡大し、所属長の承認により全部店において、午前7時から午後10時までの間で実施し、育児による利用も可能とした。
- ④ 所定外労働削減のための措置として毎週水曜日を「早帰り日」としている。
- ⑤ 年次有給休暇の取得促進のための措置として、5日間の休暇取得計画の策定を実施。

5 育児休業等取得者数

計画期間中 22名の男性が育児休業を取得した。

計画期間中 92名の女性が育児休業を取得した。